

香芝市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

## 香芝市条例第1号

香芝市情報公開条例の一部を改正する条例

香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の各号に掲げる者は」を「何人も」に改め、「（第6号に掲げる者にあつては、その者の有する利害関係に係る行政文書に限る。）」を削り、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後にされる行政文書の開示の請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。